

令和2年度(2020年度)北海道立特別支援教育センター重点研究 「自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する 児童生徒の適切な教育課程編成に関する実践研究」 令和3年度(2021年度)自閉症・情緒障がい教育室

自閉症・情緒障がい教育
参考資料
第1号

本道における自閉症・情緒障がい教育の充実を目指し、教員の指導力の向上を図るため、参考となる資料を作成しました。今号は、令和2年度に発行した当センター重点研究の中から、自閉症・情緒障がい特別支援学級における教育課程や指導の在り方についての参考例を紹介します。

参考例

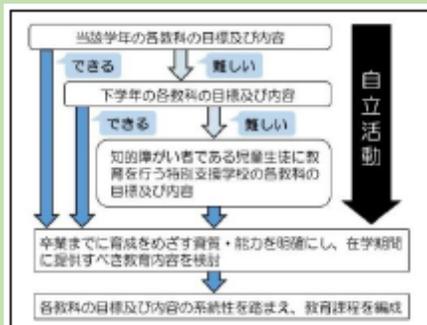
1 教育課程の編成に関すること

特別支援学級の教育課程は、どのように編成すればよいですか？



特別支援学級では、①自立活動を取り入れることが規定されています。

各学校の責任下に、②下学年の教科の目標や内容に代替えする、③知的障がい特別支援学校の各教科に変えたりするなど、障がいのある児童生徒の実態に応じた柔軟な教育課程の編成を行うことができます。



2 各教科等を合わせた指導に関すること

自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒に、「各教科等を合わせた指導」を行うことはできますか？



知的障がいを併せ有する児童生徒は「各教科等を合わせた指導」を行うことができますが、**知的障がいのない児童生徒に対しては、行うことはできません。**



※「各教科等を合わせた指導」については、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部) P30」を御参照ください。



3 学年や実態の異なる児童生徒の指導に関すること

学年や実態の異なる児童生徒を指導する際、どのようなことに留意する必要がありますか？



活動内容や指導形態を工夫し、個別の課題を設定したり、児童生徒一人一人に合わせた教材・教具を準備したりすることなどが重要です。



※学年や実態の異なる児童生徒を指導する際は、複式学級における学習指導の考え方(直接指導と間接指導)が参考になります。

本研究を通して、上記3点のように特別支援学級を担当する教員が、適切な教育課程を編成・実施する際に参考となる資料として、①教育課程の編成に関するチェックリスト、②教育課程の編成に関するQ&A集、③教育課程の編成に関するガイドブック一覧を作成しています。

詳しくはこちらを御覧ください。➡【重点研究】



北海道立特別支援教育センター

〒064-0944 札幌市中央区円山西町2丁目1-1(011)612-6211



【公式Twitter】



【Webページ】



【公式YouTube】